

# 雫石町行政改革大綱（第3期第6次改訂案）に係る パブリックコメント実施要領

## 1. 目的

本町では、住民ニーズへ適切に応じたよりよいまちづくりと時代の変化に応え得る行財政運営を継続して実行するため、「雫石町行政改革大綱（第3期第6次改訂）」の策定作業を行っています。

このたび、新たな行政改革大綱の案がまとまりましたので、より良い計画として完成させるため、雫石町パブリック・コメント制度実施要綱（平成16年3月雫石町告示第54号。以下「実施要綱」という。）に基づく手続により、住民等の皆様へ計画の内容を幅広く周知するとともに、有益な意見等をお聞きし、策定の参考とするため、パブリック・コメントを実施します。

## 2. 実施手法

本要領の規定に基づき実施。

## 3. 実施概要

(1) 募集期間 令和5年11月27日（月）～令和5年12月27日（水）

(2) 募集対象者

- ① 町内に在住・通勤・通学している方
- ② 町内に事務所又は事業所を有する法人、またはその他の団体
- ③ 町税の納税義務者
- ④ 上記に掲げる方のほか、本計画に関する事案に利害関係を有する方

(3) 関係資料の公表方法及び縦覧場所

- ① 町役場総合案内窓口、中央公民館、雫石公民館、御所公民館（御所地区健康増進センター）、御明神公民館（地域振興センター）、西山公民館（西山地区構造改善センター）
- ② 町ホームページへの掲載

(4) 意見の提出方法

応募様式（任意でも可）に次の事項を記載又は入力の上、下記提出先へ郵送、FAX、電子メール又は直接持参によりご提出ください。なお、意見は記録に残すため、書面に残らない電話や口頭による意見の受付は行いません。

**【記載内容】※必須**

- ① 「雫石町行政改革大綱（案）」への意見等であること
- ② 住所
- ③ 氏名
- ④ 電話番号
- ⑤ 意見・提言等（ページ数、項目を記載）

(5) 提出先 ※いずれの場合も令和5年12月27日（水）17時必着

- ① 〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町 総合政策課 政策調整係  
電話 019-692-6409（直通） FAX 019-692-1311  
電子メールアドレス：[kikaku@town.shizukuishi.iwate.jp](mailto:kikaku@town.shizukuishi.iwate.jp)
- ② 縦覧場所に備え付けている意見等回収箱に投函

(6) 意見の取扱い

- ・ お寄せいただいたご意見は、「雫石町行政改革大綱」策定の参考とします。
- ・ 提出された意見については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して町ホームページにおいて公表します（個別の回答はいたしません）。

(7) 資料

雫石町行政改革大綱（第3期第6次改訂案）

4. 広報及び広聴の周知

パブリック・コメントの実施を周知するにあたり、町ホームページに記事を掲載します。